

平成 29 年 5 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q フリマアプリで「新品・未使用」と紹介されていたブランドバックを購入した。

しかし、届いた物をみると偽物のようで、端にほつれや傷があり、新品でもなかった。売主と交渉し、返品に応じてもらえることになったので、郵送したところ、「偽物を送り返してきた」と難癖をつけられ、返金されない。フリマアプリの運営会社にも相談したが、「お客様同士で解決してほしい」と言われた。返金してもらえないのだろうか。

A フリマアプリとは、オンライン上で実際のフリーマーケットのように物品の売買ができるアプリのことです。手軽に利用でき、利用者が増える一方、トラブルも報告されています。

フリマアプリでは、金銭や品物のやりとりは運営会社が間に入り仲介しますが、基本的に商品の売買契約は売主と買主との個人間取引となります。そのためトラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。何かあったら「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。

フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、出品者が設定したルールの確認や相手の取引実績、商品の状態や送料等について情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも勘案し、慎重に利用しましょう。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５